

おかやま出会い・結婚サポートセンター
結婚支援ボランティア「結びすと」運営規約

1 結婚支援ボランティア「結びすと」とは

結婚を希望する若者の支援に社会全体で取り組むため、おかやま出会い・結婚サポートセンター（以下「センター」という。）に登録し、1対1の出会いの機会を提供する結婚支援システム「おかやま縁むすびネット マッチング」において、同システムの利用者のお引合せや交際のフォローをボランティアとして行います。

2 活動

「おかやま縁むすびネット マッチング」において、センターから依頼されたお引合せや交際のフォローを行うものとし、活動にあたっては、別に定める結びすと運営実施要領及びマニュアルに従い実施するものとします。また、併せて、おかやま縁むすびネットへの登録の促進等、センター及びセンターが実施している事業の周知に関する活動を行います。

3 登録方法

(1) 登録条件

次に掲げる要件をいずれも満たす県内在住の方で、ボランティアとして上記2に掲げる活動を行っていただける方となります。ただし、未成年者は除きます。

- ①婚活中（結婚を希望する者をいいます。）でない者
- ②婚活関連事業を業として行っていない者
- ③個人情報（氏名、居住する市町村名、写真）をセンターのホームページに掲載するとともに、引合せの会員には氏名及び連絡先を開示することに同意すること
- ④スマートフォン又はパソコンが使えること
- ⑤センターが依頼する「おかやま縁むすびネット マッチング」に関するお引合せ以外の仲介活動を行わないこと
- ⑥暴力団等に該当していないこと

(2) 応募方法

おかやま縁むすびネット WEB サイトの応募フォームから随時応募することができます。応募フォームに必要事項を入力し、送信してください。

(3) 委嘱状の交付及び登録期間

- ①上記3（1）に定める登録条件を満たし、センターが実施する研修を受講し、誓約書を提出した方を登録し、委嘱状を交付します。
- ②登録期間は登録された日の属する年度の翌年度の末日までとします。
- ③登録期間到来の際にはお申出の無い限り一年毎の自動更新となります。

(4) 研修の実施

登録にあたり、センターは、少子化の現状や個人情報保護、人権に関すること、システム操作方法、活動の流れなど、結びすとの活動に必要な事項に関する登録研修を実施します。

また、結びすと同士の交流とスキルアップを図るための研修等に参加して頂きます。

4 費用

結びすとは、ボランティアを基本とし、その活動においては費用、報酬等如何なる名称にもよらず無償とします。ただし、お引合せに同席する際には申込者及び被申込者から各 2,000 円をお引合せ参加者全員のお茶代及び結びすとの交通費として請求、受領することとします。

5 禁止事項

結びすとは、その任期中及び任期が満了した後において、下記に定める行為を行ってはいけません。

- (1) 結びすとしての活動において知り得た個人情報について、家族を含め第三者に漏らすこと又は適正な管理を怠ること
- (2) 結びすとして知り得た情報を当該お引合せ及びその後の交際以外の目的に利用すること（宗教活動、政治活動、販売活動、自らの婚活等）
- (3) おかやま縁むすびネットで閲覧した個人情報を複写若しくは複製又は保管すること
- (4) おかやま縁むすびネットに虚偽の情報を入力すること
- (5) おかやま縁むすびネットのログイン ID 及びパスワードを第三者に漏らすこと又は第三者をしておかやま縁むすびネットを操作させること
- (6) その他会員の身体生命財産若しくは名誉に損害を与え又は結びすと若しくはセンターの信頼を損なう行為を行うこと

6 登録の削除等

上記 3 (1) に定める登録条件に該当しないことが判明した場合又は上記 5 に定める禁止行為があった場合は、センターは結びすとの登録を削除することができるものとします。

利用者等から、上記 5 に定める禁止行為の情報提供があった場合には、センターは必要に応じ、その行為の該当者に同意を得ることなく、該当者とその行為に関わる情報を警察等の関係機関に照会することがあります。

上記 5 に定める禁止行為が判明し、その態様が悪質又は結果が重大である場合には、センターは、法律に基づき厳正に対処します。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(旧規約の廃止)

- 2 おかやま出会い・結婚サポートセンター「縁結びサポーター」運営規約は、廃止する。

(経過措置)

3 この規約の施行前に、旧規約の規定により結びすとであった者のうち、令和2年3月31日までに旧規約による再登録要件を満たす者は、結びすととして再登録することができる。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和2年6月16日から施行する。